

宮城県公共施設総合管理方針に基づく個別施設計画

1 施設概要

(1) 主要概要

- ① 中・小分類名：試験研究教育施設・試験研究施設
- ② 所管部局・課：水産林政部 林業振興課
- ③ 施設管理者：水産林政部 林業技術総合センター
- ④ 施設名：林業技術総合センター
- ⑤ 所在地：黒川郡大衡村大衡字はぬ木14 外

(2) 各建物の構造・用途等

「別添1 建物情報詳細」のとおり

2 計画期間

10年（令和3年度～令和12年度）

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

「別添2 点検・診断調査結果」のとおり

4 当該施設の必要性

(1) 設置根拠規定

行政組織規則第93条

(2) 必要性の有無とその理由

必要性：有

宮城県では、平成30年度に制定された「みやぎ森と緑の県民条例」における施策を計画的に推進する基本計画である「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の目標実現に向けて、特用林産物を含む森林資源の活用による林業・木材産業の振興や、適切な森林整備や木材利用による生活環境の保全を図る必要がある。

一方で、木材価格の低迷による採算性の悪化とそれに伴う森林所有者の林業経営意欲の低下、林業就業者の減少・高齢化等、森林、林業・木材産業の抱える課題があり、その課題の解決に向けて、試験研究、技術普及、優良種苗確保・生産及び担い手等人材育成の役割を担う重要な機関として、林業技術総合センターが位置づけられている。

(3) 各建物の必要性の有無とその理由

「別添2 点検・診断調査結果」のとおり

5 今後の対応

(1) 林業技術総合センター施設における今後の対応方針

① 新館建設工事（事務・研究棟，研修棟）について

林業技術総合センターは、現在、本館及び研修館の老朽化に伴う新館建設工事（事務・研究棟，研修棟）を行っており、令和3年度8月に完成する予定である。今後、センター実施している研究・研修等の業務は建設される新館が中心となって行われることから、当該施設を長期間、適正に使用していくため、新館の管理計画を策定し、当該個別施設計画に反映させる必要がある。

② 老朽化施設の更新・撤去について

林業技術総合センターにおいては、老朽化した古い建物・備品が多く存在し、耐用年数を超過したものが数多く存在することから、その必要性を精査し、更新及び解体撤去を計画的に行っていく必要がある。

③ 現本館の利活用について

上記、新館建設に伴い、現研修館は解体を行うが、現本館については、解体はせず、書庫・資材庫などに使用する計画となっている。今後、更なる有効活用を行うため、令和3年度に開講予定である「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の講義教室等としての活用や老朽化した労務休憩舎の代替施設としての活用など、その利活用方法について、必要性や維持管理・改修費用を含め精査をし、計画的に改修を行う必要がある。

④ 国道4号線拡幅工事について

林業技術総合センターに隣接する国道4号線において、4車線化拡幅工事が令和4年度以降に実施される計画である。これに伴い、センターの入口が大きく変更となるほか、工事に伴い撤去・移転を要する建物が発生する予定であることから、計画的な移転・撤去を行っていく必要がある。

(2) 各建物の今後の対応

「別添3 今後の修繕・更新計画」「別添4 短期保全計画」「別添5 個別施設計画に係る概算費用」のとおり